

用語説明

－ 用語説明 －

【あ】

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

情報（information）を適切に伝達（communication）するための技術（technology）を意味し、多職種間での効果的・効率的な連携を推進するための情報共有ツールとして、活用が期待されている。

【え】

NPO（Non-Profit Organization）

市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的・継続的に、社会サービスを提供する団体で、法人だけでなく、ボランティア団体や市民活動団体などの任意団体も含む。このうち、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき設立された団体を指す。

【か】

介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。

介護給付

要介護認定を受けた人に必要の程度に応じて提供される各種介護サービスのこと。

介護給付適正化

介護保険制度への信頼性を高め持続可能な制度となるよう、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要とする過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと。

介護給付費

要介護（要支援）者に提供される介護（予防）サービスに係る費用のうち、利用者負担（所得に応じて1割から3割）を除いた、介護保険から被保険者に給付される費用。介護保険料と国、都道府県、市町村の負担金が財源となっている。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいい、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、ケアプランの作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う。

介護認定審査会

要介護（要支援）認定等を審査・判定するため、保険者である市町村が設置する保健・医療・福祉・介護の学識経験者で構成された機関。複数の市町村で共同設置することもでき、一部事務組合等が設置することもある。

介護福祉士

国家資格であり、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

介護保険施設

要介護認定を受けた方を対象に介護やリハビリ等のサービスを提供する施設で、①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）②介護老人保健施設（老健）③介護療養型医療施設（療養病床）④介護医療院がある。

介護予防サービス事業者

訪問看護、福祉用具貸与等、居宅の要支援者に対し介護予防サービスを提供する都道府県知事（政令市・中核市は市長）の指定を受けた事業者。

介護予防支援

要支援者から依頼を受けた担当の地域包括支援センターが介護予防サービスなどを適切に利用し、利用者本人のできることを増やし、生き生きと生活できるように、①介護予防サービス計画を作成するとともに、②計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防と日常生活支援を総合的かつ一体的に行うため、市町村が介護保険法の地域支援事業において実施する以下の事業。

- ①要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用する訪問型サービスと通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」
- ②全ての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等を内容とする「一般介護予防事業」

介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護・医学的管理下の介護等の世話・機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設。

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームの介護保険法における名称。

介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他日常生活上の世話等のサービスの提供を行う施設。

介護ロボット

身体に装着に動作を補助する装置や見守りのためのセンサーなどの介護のための機器。

かかりつけ医

日ごろから患者の体質、病歴や健康状態を把握し、診療のほかに健康管理上のアドバイスなどしてくれる身近な医師のこと。高度な検査や治療を必要とするかどうかの判断や病院の紹介、在宅療養の支援なども行う。

看護師等学校養成所

保健師、助産師、看護師、准看護師を養成する大学、高等学校、専門学校の総称。

看護師等養成所

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所。

【き】

キャラバン・メイト

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える「認知症サポーター養成講座」の講師役のこと。

居宅介護支援

要介護者から依頼を受けた居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービスなどを適切に利用できるように、①居宅サービス計画を作成するとともに、②計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合には紹介等を行うサービス。

居宅介護支援事業所

居宅介護支援を行う市町村長から指定を受けた事業所であり、介護支援専門員の常勤が義務付けられている。

居宅サービス事業者

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与など居宅の要介護者への介護サービスを行う都道府県知事(政令市・中核市は市長)の指定を受けた事業者。

【け】

ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために提供する介護サービス計画。居宅の場合は「居宅サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」が作成され、介護保険サービスは、すべてケアプランに基づいて提供される。

ケアマネジメント

介護サービス利用者の要介護状態や生活状況を把握したうえで、利用者の自立支援につながるよう様々な介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、そのプランに従ってサービスができるよう事業者との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認する一連の業務をいう。

軽費老人ホーム

60歳以上の者（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で入所できる施設。

入所者の生活相談、食事サービスの提供等及び緊急時の対応を行う。入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用する。

軽費老人ホームには、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」と自炊が原則の「B型」、高齢者が車椅子生活となっても自立した生活を送れるよう配慮した「ケアハウス」がある。

健康寿命

一生のうち、健康で支障なく、日常生活を送ることができる期間。

健康福祉情報の森

インターネットを通じて、県民が容易かつ一元的に保健・医療・福祉・介護に関する情報を入手することができるようにするために設けた、健康福祉関係の各種行政情報を提供するホームページの呼称。

健康福祉センター

地域保健・医療・福祉の総合的窓口として、精神保健、難病対策、エイズ対策等保健サービスや、食品衛生、生活環境、医事、薬事等に関する監視及び指導、検査業務、生活保護、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、障害者等の福祉に関することなどを行う県の機関。地域保健法に基づく保健所として、保健所の名称も併用している。

言語聴覚士

国家資格であり、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う者をいう。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障害がある人に代わって、援助者が代理人としてその権利やニーズの獲得を行うこと。アドボカシーと表されることもある。

【こ】

広域型特別養護老人ホーム

入所定員が30人以上の特別養護老人ホーム。所在市町村以外の住民も入所可能。

口腔ケア

歯ブラシ、歯間ブラシなどを使って歯や口を清潔かつ健康に保つための器質的口腔ケアと、唾液の分泌を促したり舌・口唇・頬などの口腔機能を維持・向上するための機能的口腔ケアがある。

行動・心理症状（BPSD）

認知症の記憶障害などの中核症状に伴う、徘徊や妄想、不眠や昼夜逆転、暴言や暴力、不潔行為、異食などの精神症状、行動障害の総称。周辺症状と表すこともある。

BPSDは、Behavioral and Psychological Symptoms of Dementiaの略語。

高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、市町村（地域包括支援センター）が整備する関係機関や民間団体との連携協力体制のこと。

ネットワークの機能として、厚生労働省は、民生委員、地域住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」及び行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の3種類を示している。

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向けのバリアフリー構造・緊急時対応サービス等を備えた賃貸住宅。管理期間中は入居者の家賃負担の軽減措置がある。

なお、平成23年のサービス付き高齢者向け住宅制度の創設に伴い、制度は廃止されている。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者が、診療報酬の審査支払等のために共同して設立している公法人。介護保険においては、介護サービス費の請求に関する審査支払、介護サービスに関する苦情相談等を行う。

コグニサイズ

運動と認知機能（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取組の総称で、英語のcognition（認知）とexercise（運動）を組み合わせた造語。

コミュニティソーシャルワーク

一人ひとりを支える活動である個別支援（ソーシャルワーク）と、地域全体で取り組む活動である地域支援（コミュニティワーク）を総合的にコーディネートして、要援助者の地域における自立した生活を支援すること。個別支援と地域支援の両方を相互補完的に用いつつ、既存の地域資源を活用し、必要に応じて新たなネットワークやサービスを構築することで、地域住民を主体とする誰もが暮らしやすい地域社会づくりに繋がることが期待されるもの。

【さ】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者に対し、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅。高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により平成 23 年 10 月に創設された登録制度で、登録は都道府県、政令市、中核市が行う。

在宅医療

自宅や特別養護老人ホームなどの施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことが出来る場所において提供される医療。在宅医療としては、医師による往診・訪問診療、歯科医師による訪問歯科、薬剤師による訪問薬剤管理指導、看護師による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション等がある。

在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局

医療保険における調剤報酬の項目のひとつである「在宅患者訪問薬剤管理指導(料)」を算定することを地方厚生局に届け出ている薬局のこと。医師の指示の下、通院が困難で、かつ在宅療養を行っている患者に対して、薬剤師による薬学的管理指導計画の策定や、それに基づく薬学的管理・指導を行うことができる。

なお、介護保険における居宅療養管理指導を行う指定事業者としてもみなされる。

在宅療養者

自宅や特別養護老人ホームなどの施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことが出来る場所において在宅医療、介護サービス等の提供を受けながら療養している者。

作業療法士

国家資格であり、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある人に対し、その応用的動作能力又は社会適用能力回復のため、手芸、工作その他の作業を指導する者をいう。

【し】

支援員

養護老人ホームにおいて、入所者が自立した日常生活を営むために必要な援助を行う者。

市民後見人

第三者成年後見人等として家庭裁判所から選任をされた者。一般的には弁護士・司法書士等の資格を有していない。認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、弁護士や司法書士等による専門職後見以外の市民後見人が今後の後見人等の担い手として期待されている。

社会福祉士

国家資格であり、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

若年性認知症

65歳未満で発症した認知症の総称。原因となる疾患は、脳血管性認知症、アルツハイマー病、頭部外傷後遺症、前頭側頭型認知症など多様である。国の調査では、18歳から64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症数は47.6人で、全国における若年性認知症患者数3.78万人（平成21年3月公表）と推計。

若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する役割を担う者。

住宅改修

住む人が、より安全に、より快適に、自立した生活を送ることができるよう住宅を改修すること。介護保険制度においては、居宅の要介護認定者等が、手すりの取付けなどの住宅の改修を行ったときに、その改修経費の一部を支給するサービスを指す。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる主任介護支援専門員研修を修了した者。

地域包括支援センター等において、介護保険サービス事業者等との連絡調整や他の介護支援専門員への包括的継続的ケアマネジメント支援等、地域包括ケアの中核的役割を担う。

循環型地域医療連携システム

一般的な入院医療を提供する地域単位である二次医療圏内の診療所や病院などの役割分担と連携を明確にしたシステム。これにより、患者を中心にかかりつけ段階から、急性期、回復期を経て自宅に戻るまで、連続的で効果的な治療を進めることが可能となる。

生涯大学校

高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習機会を提供し、社会的活動への参加による生きがいの高揚、福祉施設や学校等でのボランティア活動、地域活動の担い手の育成を目的に、県が設置する公の施設。

県内5学園11教室に健康・生活学部、造形学部園芸コース及び陶芸コース、地域活動専攻科の各学部・学科等を展開している。

小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者等に対し、通いを中心に利用者の様態や希望に応じ、随時、訪問や泊まりを組み合わせて提供されるサービス。

消費生活センター

地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関。

契約トラブルや悪質商法、家電などの生活用製品の使用に伴い生じた製品事故など、消費生活に関する相談を専門の相談員が受け、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行っている。

シルバー人材センター

定年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の就業機会の確保と提供及び福祉の増進を図ることを目的とした団体。

シルバー人材センター連合

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、管内におけるシルバー人材センター事業の効果的な運営と発展を図ることを目的として、都道府県ごとに知事が指定した団体。

千葉県においては、平成8年10月に「千葉県シルバー人材センター連合会」が指定され、平成29年3月末現在47市町村のシルバー人材センターが会員となっている。

シルバーハウジング

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅のこと。

身体拘束

利用者が自らの意思で降りられないようにベッドに柵をしたり、車いすを使用する時にベルト等で固定するなど利用者の行動を制限すること。

介護保険制度においては、施設等の運営基準において、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限をしてはならないと規定されている。

【せ】

生活支援コーディネーター

地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を目的に、生活支援サービスへのニーズや地域団体の把握、活動の支援等のコーディネート機能を果たす者。市町村が配置する。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群であり、その中には高血圧症・脳血管疾患・虚血性心疾患等の循環器系疾患、悪性新生物（がん）、2型糖尿病、歯周病等が含まれている。

生活相談員

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービス事業所等において、利用者や家族等からの相談に対応するとともに、契約書の取り交わし、行政等関係機関との連絡調整等を行う者。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

セルフメディケーション

自分の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）

60歳以上の高齢者を中心として、スポーツ、文化、健康、福祉などの様々なイベントを通じて、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典。

厚生労働省、開催地の地方自治体、(財)長寿社会開発センターが主催し、昭和63年から毎年開催されている。

【そ】

総合相談支援

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の高齢者やその家族等からの各種相談を幅広く受け付け、保健所や医療機関、児童相談所などとの制度横断的な支援を実施する、市町村が設置する地域包括支援センターの業務。

【た】

ターミナルケア

末期がんなどの患者に対する看護のこと。終末(期)医療、終末(期)ケアともいう。主に延命を目的とするものではなく、身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによって、QOL(=Quality Of Life:生活の質)を向上することに主眼が置かれ、医療的処置(緩和医療)に加え、精神的側面を重視した総合的な支援を行う。

第1号被保険者

介護保険制度において、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者

介護保険制度において、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

団塊の世代

第一次ベビーブームとなった昭和22年から24年に生まれた世代をいい、作家の堺屋太一氏が小説の題名で命名したことに由来する。

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を受けるサービス。在宅福祉サービスのひとつ。

短期入所療養介護

療養生活の質の向上及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設に要介護者等が短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のケアを受けるサービス。

男女共同参画地域推進員

県民、市町村、県が一体となって男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、市町村・県とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う。

【ち】

地域医療連携パス

急性期病院、回復期病院、在宅医（かかりつけ医）などが協力して治療するための患者情報共有ツールであり、治療方針、治療内容、達成内容などの治療計画が明示されている。

地域支援事業

介護保険制度上の事業であり、要介護状態や要支援状態となることの予防や、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

地域福祉フォーラム

民生委員・児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の地域福祉の担い手や就労・教育・防災・防犯など福祉以外の各分野の人々が協働し、地域における福祉等の在り方を考えていく組織（議論の場）。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関。他の行政機関、医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援している。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村において介護保険で提供されるサービス類型の一つ。原則として事業所指定をした市町村の被保険者のみが利用可能である。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）」等がある。

地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

居宅の要介護者等を送迎し、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う、定員 18 人以下の事業所が実施する介護サービス。

地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居する要介護者等に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスで、定員 29 人以下の介護専用型特定施設で実施されるもの。要介護者と配偶者（及び 3 親等以内の親族）のみ入居可能なものが「介護専用型特定施設」。要介護者等でない者も入居可能であり、入居後に要介護者等となった場合に介護サービスや介護予防サービスを受けられるものが「混合型特定施設」。

地域密着型特別養護老人ホーム

入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホーム。原則として設置市町村の住民のみが入所可能。

地域リハビリテーション

障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。そこに暮らしている人たちが、いつまでもその人らしく自らが「したい生活」を実現できる地域を目指した取組である。

地域リハビリテーション広域支援センター

地域におけるリハビリテーション関係機関相互の連携を図るとともに、関係機関への相談、援助、研修等を行う機関。二次保健医療圏ごとに1か所指定している。

ちばSSKプロジェクト

千葉県独自の高齢者の孤立化防止に向けた取組。「(S) しない」、「(S) させない」、「(K) 孤立化！」の各頭文字を取り、自分自身が「孤立化しない」、周囲の誰かを「孤立化させない」というメッセージが込められている。県民一人ひとりが孤立化防止に向けた具体的な行動を起こすきっかけづくりのため、県民シンポジウムなどの啓発プロジェクトを実施している。

また、『事業者等の高齢者福祉に特化した地域貢献（「ちばSSKプロジェクト」等）に関するガイドライン』を策定し、企業等と協定等を締結等している。

千葉県運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決と福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、社会福祉法に基づき、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に設置された第三者機関としての委員会。

千葉県オレンジ連携シート

認知症に携わる様々な専門職が、支援に必要な情報を共有しながら、必要に応じて助言依頼・意見交換なども行うことができ、県内全域で利用可能なツールとして千葉県が作成した様式である。

千葉県地域生活連携シート

医療と介護サービスをスムーズに提供することを目的に、介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ医、訪問看護師等が利用者（患者）の情報を共有するための千葉県参考様式。

なお、千葉県共用脳卒中地域医療連携パスの「介護シート（脳卒中患者の退院後（地域生活期）において、介護支援専門員が記入する様式）」としても運用されている。

千葉県認知症コーディネーター

認知症に関する地域の資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、特に初期の対応や生活環境の変化（入退院時等）の際など、連携を円滑に進めていくために、専門職に対する助言等支援を行う者。

千葉県リハビリテーション支援センター

地域リハビリテーション広域支援センターへの支援、リハビリテーション資源の調査・情報提供、関係機関や住民等への講演会の開催等を通して地域リハビリテーション事業の普及啓発を推進する機関。

ちば地域リハ・パートナー

地域リハビリテーション支援体制の構築に寄与することを目的に、地域リハビリテーション広域支援センターからの依頼に応じて可能な範囲で職員の派遣等に協力する意思のある機関。同センターの支援機能を補完する。

ちば認知症相談コールセンター

千葉県と千葉市が共同で委託運営している、認知症に関する電話相談及び面接相談。認知症介護の専門家や経験者等が相談に応じる。

中核地域生活支援センター

福祉的な支援が必要な生活上の課題を抱えているにもかかわらず、高齢、障害、児童等の分野別の福祉制度には該当しない人や、単一の福祉制度では解決を図ることのできない複数又は複合的な生活課題を抱えた人や家族などの相談に24時間・365日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っている。県内では現在、広域福祉圏域ごとに1か所、合計13か所設置されている。

【つ】

通所介護（デイサービス）

居宅の要介護者等を送迎し、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う介護サービス。

通所リハビリテーション

要介護者等が介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、心身の機能の維持回復及び日常生活の自立を図るために、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行う介護サービス。

【て】

定期巡回・随時対応型訪問看護介護サービス

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じた定期的な訪問介護及び訪問看護、オペレーターによる相談対応、非常時の随時訪問を行う介護サービス。

【と】

特定健診

40歳以上75歳未満の者に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査のことであり、平成20年度から実施されている。

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等での介護）

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居する要介護者等に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスのこと。

要介護者と配偶者（及び3親等以内の親族）のみ入居可能なものが「介護専用型特定施設」。要介護者等でない者も入居可能であり、入居後に要介護者等となった場合に介護サービスや介護予防サービスを受けられるものが「混合型特定施設」。

特定福祉用具販売

福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い販売する介護サービス。

特定保健指導

特定健診によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍であることが判明した者に対して実施される保健指導をいう。

特別養護老人ホーム

在宅での介護が困難な主に要介護3以上の高齢者が利用する、食事介助や入浴・排せつ、日常生活における生活支援サービス、機能訓練などの介護サービスが受けられる公的施設。

【に】

二次保健医療圏

医療法第30条の4第2項第12号の規定による区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定するもので、医療機関相互の機能分担に基づく連携による包括的な保健医療サービスを提供していくための圏域。

認知症

記憶、理解、判断等の脳の働きが、何らかの病気や障害によって持続的に低下し、日常生活を送る上で支障が出ている状態。原因となる代表的な疾患には、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある。

認知症サポーター

認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。

「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

認知症サポート医

地域において認知症の診療に習熟している医師で、かかりつけ医への支援や助言を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる。

認知症疾患医療センター

保健・医療・介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施することにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る医療機関。

認知症初期集中支援チーム

認知症専門医の指導の下、医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者等が、小規模な生活の場（5人から9人までの共同居住形態）において、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従業者と共同で行う介護サービス。家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症状の進行を穏やかにする。

認知症対応型通所介護

認知症の利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る介護サービス。

認知症の特性に配慮したサービスであるため、一般の通所介護と一体的な形では実施できない。

認知症地域支援推進員

市町村において認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

認知症メモリーウォーク

認知症に対する偏見を取り払い、理解を深めるために行う啓発活動（街頭パレード）。平成19年9月16日に、全国で初めて千葉県が行った。

認定調査員

要介護（要支援）認定を申請した被保険者宅等を訪問し、認定調査を行う面接調査員のこと。専門知識を持つ市町村の職員、市町村から委託を受けた指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）であって都道府県等による研修を修了した者が調査にあたる。

【の】

ノンステップバス

床面の地上面からの高さが概ね30cm以下であって、手すりや車いすスペース、車いすを乗降させるためのスロープ板、車外用放送設備等を設けるなど、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の移動等円滑化基準に適合するバスをいう。

【は】

徘徊高齢者

認知症などで徘徊により居場所がわからなくなっている高齢者のこと。

徘徊高齢者SOSネットワーク

徘徊高齢者の捜索・通報・保護や見守りに関し、関係者が連携を図る組織とシステム。徘徊している認知症高齢者を少しでも早く発見し、家族や介護者のもとに戻れるよう行政、警察署等の関係機関や地域の住民が協力して、それぞれの果たすべき役割を定めている。

8020 運動

歯や口腔の健康づくりを図るため「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という国民運動。高齢社会における健康対策として、日本が世界に先駆けて独自に提案した施策。

バリアフリー

高齢者や障害のある人の移動や住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁にとどまらず、制度的、心理的な社会的障害や情報保障等、広く障害者を取り巻く生活全般にわたる障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことにも用いられる。

【ひ】

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する人々のこと。

病院内保育所

病院又は診療所に従事する職員のために、病院等が設置する保育施設。

【ふ】

福祉サービスの第三者評価

社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価。

福祉人材センター

地域での福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉人材の育成、潜在福祉人材の就労を促進するとともに、福祉サービスへの就労の機会の提供及びこれらの総合的な啓発・広報事業等を行う。

福祉ふれあいプラザ

「介護予防トレーニングセンター」、「介護実習センター」、高齢者をはじめとする県民にスポーツ、文化等に関する活動の機会を提供するための「ふれあいホール」からなる我孫子市にある県の施設。

福祉用具貸与

福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与する介護サービス。

フレイル（虚弱）

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態をいう。

閉じこもり、孤食等の社会的な問題や、低栄養・転倒の増加、口腔機能低下等の身体的な問題、意欲・判断力や認知機能低下、うつ等の精神的な問題等の多面性を持つ。

【ほ】

訪問介護（ホームヘルプサービス）

居宅（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等を含む）において、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助（調理、洗濯、清掃、生活等に関する相談助言等）を行う介護サービス。

訪問介護員（ホームヘルパー）

要介護者等の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、家事、洗濯、買い物などの家事援助などのサービスを提供する者。

訪問看護

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で療養生活を送れるように、看護師等が生活の場に訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。

訪問看護ステーション

訪問看護を行う事業所。看護職員・理学療法士などが所属し、医師や関係機関と連携して在宅ケアを行う。

訪問診療

医師が患者の家庭等を定期的に訪問して行う診療のこと。

訪問入浴介護

要介護者等に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

訪問リハビリテーション

居宅において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行う介護サービス。

【や】

夜間対応型訪問介護

夜間に訪問介護員等が定期的な巡回訪問又は通報による随時訪問を行い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助、緊急時の対応等を行う介護サービス。

【ゆ】

有料老人ホーム

高齢者に対し、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事の供与又は健康管理の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設（※）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居でないもの。

（※）「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定のある、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等のこと。

ユニットケア

特別養護老人ホーム等の施設において、10人程度のグループで食事や入浴、施設内の行事などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら行うケア。居室が個室のため、「プライバシーの確保が可能」、「入所者の家族が他の入所者に気兼ねなく訪問できる」等の利点がある。

ユニバーサルデザイン

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。

【よ】

要介護状態

身体又は精神の障害のために、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作について、今後6カ月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。

要介護状態は、介護の必要程度により要介護1～5に区分される。

要介護認定

介護保険の被保険者が介護（支援）を要する状態であることを保険者である市町村が認定するものである。

市町村は、申請のあった被保険者の心身の状況等について調査し、主治医の意見を徴した上で、介護認定審査会に審査・判定を求め、当該審査会判定結果に基づき、介護の必要度に応じ「要支援1～2」及び「要介護1～5」の計7段階の認定を行う。

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な65歳以上の者が入所する施設。入所の要否は、市町村長が決定（措置）する。

要支援状態

身体又は精神の障害のために、今後6カ月にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。

要支援状態は、支援の必要程度により要支援1～2に区分される。

予防給付

要支援の認定を受けた人に支援の必要の程度に応じて提供される在宅の介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスのこと。

【り】

理学療法士

国家資格であり、医師の指示の下に、身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を指導し、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的な施術を行う者をいう。

【ろ】

老人クラブ

高齢者の生きがいや健康づくりの推進、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的に活動する、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。上部団体として市町村老人クラブ連合会、都道府県老人クラブ連合会、全国老人クラブ連合会がある。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器の障害によって日常生活で人や道具の助けが必要な状態やその一歩手前の状態をいう。

運動器とは、筋肉、関節、骨など、人が移動するために使う器官のことを指す。筋力が低下したり、関節に疾患があったり、骨がもろくなっていたりすると、運動機能が低下し日常の生活に不便が生じる。こうした運動機能の低下は高齢期に入ってからではなく、初期症状は40代から始まると言われており、中年期から意識し予防する必要がある。

